

## 行政書士証票の再交付について

### 【必要書類等】

- ・行政書士証票再交付申請書
- ・申請者の正面顔写真 1 枚（縦 3×横 2.5cm）
- ・再交付手数料 2,000 円

※ 平成 16 年 8 月 1 日改正行政書士法施行により、新規登録者より、登録事項に「事務所の名称」が必須となったため、8 月 1 日以降の登録者の行政書士証票には事務所の名称の記載があります。

既存会員の場合、事務所の名称を登録すべく「変更登録申請書」（手数料 4,000 円）を提出しない限り、現在と同様式の証票が再交付されますので、ご注意ください。

今回、再交付申請ではなく、「事務所の名称」の変更申請とされる場合は、「変更登録申請書」および「紛失届」を変更手数料 4,000 円 を添えてご提出ください。新様式の証票が交付されます。詳細は事務局までお問い合わせください。